

○宗像市幼児教育審議会規則

平成16年3月31日

教育委員会規則第4号

改正 平成23年1月12日教委規則第1号

平成27年3月18日教委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）により設置された宗像市幼児教育審議会（以下「審議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 幼児教育関係機関を代表する者
- (3) 幼児の保護者
- (4) 市民代表

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育子ども部子ども育成課において処理する。

(平23教委規則1・平27教委規則6・一部改正)

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年1月12日教委規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日教委規則第6号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。